

新婚さんの新生活を応援します

養父市では、少子化対策として平成29年度から新婚世帯の新居の住宅費、引越費用の補助を行っています。

◆対象世帯

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯

◆条件

次の①～⑦のいずれにも該当することが条件です。

- ①養父市内に居住していること。
- ②対象となる住居が市内にあること。
- ③夫婦の双方又は一方が婚姻の時点で満40歳未満であること。
- ④平成28年中の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満であること。
(奨学金の返済を行っている場合は控除可)
- ⑤夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。
- ⑥夫婦のいずれもが暴力団員でないこと。
- ⑦過去にこの制度に基づく補助を受けている人がいないこと。

最大24万円

◆補助額

1世帯当たり24万円を上限とします。

◆対象となる経費

平成29年3月1日から平成30年3月31日までの転居にかかる次の費用です。

【住居費】

敷金、礼金、仲介手数料

【引越し費用】

引越し業者や運送業者に支払った実費

◆申請期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

問い合わせ先
まずはご連絡ください

養父市役所 市民生活部 やぶぐらし課
TEL 079-662-8294
E-Mail yabugurashi@city.yabu.lg.jp